

「大阪大学における令和3年度以降の授業料等免除について」の「1. 学部学生について」(1) 注意書きの正誤表

誤	正
<p>注) 申請資格を有しない者とは、次の①から④に該当する者に加えて、学士入学・学士編入学による入学者のことを言います。</p> <p>①高等学校等の卒業から本学入学までに2年を経過している者</p> <p>②高卒認定試験合格(ただし、受験資格取得年度初日から合格までに5年を経過していないこと)から本学入学までに2年を経過している者</p> <p>③ 個別入学資格審査を経る場合にあつては20歳に達した年度の翌年度の末日までに入学していない者</p> <p>④ 転学・編入学にあつては入学前の在籍課程終了後から本学入学までに1年を経過している者</p>	<p>注) 申請資格を有しない者とは、次の①から④に該当する者に加えて、学士入学・学士編入学による入学者のことを言います。</p> <p>①高等学校等を初めて卒業した年度の翌年度の末日から、本学入学までに2年を経過している者</p> <p>② 高卒認定試験に合格(ただし、受験資格取得年度初日から合格までに5年を経過していないこと。<u>5年を経過した後も毎年度認定試験を受験している場合は除く。</u>)した年度の翌年度の末日から本学入学までに2年を経過している者</p> <p>③ 個別入学資格審査を経る場合にあつては20歳に達した年度の翌年度の末日までに入学していない者</p> <p>④ 転学・編入学にあつては入学前の在籍課程終了後から本学入学までに1年を経過している者</p>

※「令和3年度以降の学生別申請可能な入学科・授業料免除等申請一覧」の表枠外にある注2も上表のとおり訂正しております。